

## 平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成21年 7月 29日  
国立大学法人東京海洋大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

### 1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向けた具体的な取組や検討を開始した。

### 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の環境配慮契約については該当がなかった。

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 平成21年2月に開催された「環境配慮契約法基本方針説明会（東京・神奈川・千葉地区）」に、関係職員計5名を参加させた。
- 「契約方法見直し検討WG」において、電気の供給契約における一般競争契約の可能性について検討を行った。他機関において既の実績のある業者数社に調査を実施したが、本学の場合、電気使用量が多く負荷率（年間電気使用料（KWh）÷契約電力（KW）÷（24時間×365日））からみて採算が合わないので現時点では参加の可能性はないとの回答であった。引き続き検討を行うこととした。
- 20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」に基づいて環境省が行っている「電気自動車等に係る実証試験事業」に本学が参画（大学としては本学のみ）。事業の一環で電気自動車用急速充電器を越中島キャンパスに設置し実証試験が開始された。
- 建築物の環境保全性能を向上させることに配慮した契約とする。